

連結会計基準の国際的動向

——連結範囲および持分法適用会社の拡張の方向——

越 野 啓 一

〈目 次〉

1. はじめに
2. 連結範囲判定基準の動向
 - 2.1 持株基準から支配力基準へ
 - 2.2 子会社の連結方針
 - 2.2.1 一時的に支配される子会社の取扱い
 - 2.2.2 異業種子会社の取扱い
 - 2.2.3 資金移動に重大な制限のある子会社の取扱い
 - 2.2.4 更生会社，整理会社，破産会社，清算会社等の取扱い
3. 特別目的会社の連結方針
4. 持分法適用範囲の動向
 - 4.1 持分法適用会社の判定基準
 - 4.2 持分法適用会社に生じた損失の処理
5. むすびにかえて

〈要旨〉

近年，資本市場のグローバル化に伴い，会計基準の国際的共通化に向けた動きが進んでいる。これに関して，欧州証券規制当局委員会(CERS)は，日本基準と国際財務報告基準および国際会計基準(以下，合わせてIASBの会計基準という)の間に重要な相違があると評価し，欧州連合(EU)域内で証券を公募す

る日本企業に対して補完的措置を要求した。その中に連結の範囲が含まれている。

本稿では、連結範囲ならびに持分法適用会社の判定基準に関して、米国、IASBおよび日本の会計基準の動向を比較分析し、コンバージェンスの方向について検討した。その結果、とりわけSPEの連結範囲の判定に際して、投融資企業が負担すべき投融資先の損失リスクの評価を重視する傾向が高まっており、SPEの連結方針は、連結範囲や持分法適用会社の判定に際して、支配力基準や影響力基準とは異質の新たな指標、あるいはそれらを包摂する新たな指標を生み出す可能性があることを示唆した。

キーワード：コンバージェンス，連結範囲，支配，支配力基準，実質的支配，影響力基準，特別目的会社，SPE，変動持分，リスク，持分法

1. はじめに

近年、資本市場のグローバル化に伴い、会計基準の国際的共通化に向けた動きが進んでいる。現在、国際会計基準審議会(IASB)と米国財務会計基準審議会(FASB)との間で、国際財務報告基準(IFRS)および国際会計基準(IAS)(以下、合わせてIASBの会計基準という)と米国の会計基準のコンバージェンスに向けた取組みが行われている(川西[2005],pp.47-50)¹⁾。さらに、欧州委員会(EC)は、欧州連合(EU)域内で証券を公募し、EUの規制市場に上場するEU域外国の企業に対して、IASBの会計基準またはそれと同等と認められる会計基準に基づく会計情報の開示を義務付ける提案をしている(松尾[2005],pp.68-74)²⁾。これに関して、欧州証券規制当局委員会(CERS)が、日本基準とIASBの会計基準の間に重要な相違があると評価し、補完的措置を要求した項目の中に連結の範囲が含まれている。これを踏まえて、わが国の企業会計基準

委員会もこの問題の検討を開始した(企業会計基準委員会[2006.1])。

本稿では、このような会計基準の国際的共通化に向けた動きの中で、連結会計情報の信頼性や有用性に重大な影響を及ぼしてきた連結範囲および持分法適用会社の判定基準について、米国、IASBおよび日本の会計基準の動向を比較分析し、コンバージェンスの方向について検討したい。

2. 連結範囲判定基準の動向

2.1 持株基準から支配力基準へ

米国では、1959年、米国公認会計士協会(AICPA)から公表された会計調査公報第51号(以下、ARB第51号という)³⁾(第1, 2項)は、支配的財務持分(controlling financial interest)の存在を連結の要件とし、支配的財務持分の通常の場合は、過半数の議決権持分を所有することとしている。このような持株比率を重視した基準に対して、FASBは、連結方針と連結手続に関する新たな会計基準の公表を目指して一連の報告書を公表し、その中で支配の存在を重視した連結範囲判定基準を提唱してきた。

1994年に公表された「連結方針に関する主要な問題についての予備的見解」(以下、1994予備的見解という)(第10項)は、実体に対する支配の意義を当該実体の個々の資産から経済的便益を獲得する能力に求め、法的に独立な被支配企業の資産を連結する根拠とした。1999年に公表された公開草案「連結財務諸表一目的と方針」(以下、1999EDという)(第6項)は、実体に対する支配の意義を当該実体の現在の活動からの便益を増加し、当該実体からの損失を抑制するための能力に求めた。ここでは、他の会社を支配することから得られる経済的便益の源泉を個別具体的な資産ではなく、実体の活動に求めている(第181,205項)。

1999ED(第32項)は、支配の形態として、法的支配と実質的支配をあげている。法的支配とは、親会社の意思決定能力が、法律で強制できる無条件の権利

によって付与される状況である。統治機関の選挙における過半数の投票権や、統治機関の構成員の過半数を指名する権利を有する株式の所有は法的支配をもたらす。これに対して、実質的支配とは、諸条件が統合されることにより、他の企業の取締役会の構成員を指名し、選任する過程を支配できる場合をいう(第33項)。

実質的支配の例として、1999EDは、他の企業の統治機関の選挙において大きな少数投票権を有し、かつ他のいかなる利害関係者または組織された利害関係者集団も重要な投票権を有しない場合(第18項b)、および転換証券等の所有により、統治機関の選挙における過半数の投票権や統治機関の構成員の過半数の指名権を獲得できる場合(第18項c)、いわゆる潜在的支配のケースをあげている。米国では、現在のところ、連結範囲の判定要件として潜在的支配を盛込んだ基準書は公表されていない⁴⁾。

1976年、国際会計基準委員会(IASC)から公表されたIAS第3号「連結財務諸表」(第4項)は、支配の定義とそれに基づく子会社の定義において議決権の過半数所有ということを重視した。ただし、連結範囲判定に関しては、子会社以外の会社が子会社として取り扱われる場合もあるとして、法令や契約により他の会社の財務および営業方針を支配するパワーを有している場合などをあげている(第6項)。したがって、連結範囲の判定に際しては実質的支配の有無も考慮されている。

IAS第3号は、1989年、IAS第27号「連結財務諸表並びに子会社に対する投資の会計処理」およびIAS第28号「関連会社に対する投資の会計処理」によって差し替えられた。また、1990年には、ジョイント・ベンチャーへの投資の会計処理に関して、IAS第31号「ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告」が公表された。

IAS第27号(1989年改訂)(第6、10項)では、子会社の定義において支配の存在が重視され、連結範囲判定に際して支配の存在が重視されることになった。ここでは、議決権の過半数所有は、支配の存在を裏付けるための一つの証拠と

して位置づけられた。ここでの支配の意義は、ある企業の活動から便益を獲得できる能力に求められ(第6項)、法的支配と実質的支配をもたらすケースが列挙されている。IAS第27号(1989年改訂)は、FASBの連結方針に関する一連の報告書に少なからぬ影響を与えたものとみられる⁵⁾。IAS第27号(1989年改訂)も、潜在的支配については言及していない。

IAS第27号(2005年12月までの改訂を含む)(第14、15項)および適用ガイドンス(IG第4項)は、支配の有無を評価する際、上記のケースに加えて、自社または他社が保有する潜在的議決権の存在と効果について検討することを求めている。現時点で行使または転換可能な潜在的議決権は、その行使または転換に経済的実質が伴う場合、支配への寄与が認められるとされる(IG第2項)。

わが国では、1976年に公表された連結財務諸表規則(以下、旧連結規則という)(第5条)によれば、原則としてすべての子会社が連結対象され、子会社とは、当時の財務諸表規則(第8条第3項)(以下、旧財務諸表規則という)では、他の会社により議決権の過半数を実質的に所有される会社と定義された。これに対して、現行の財務諸表規則(第8条第3、4項)における子会社の定義では、財務および営業または事業方針を決定する機関が支配されていることが要件とされ、議決権の所有比率は支配の有無を判定するための指標の一つとして位置づけられる。現行の連結財務諸表規則(第5条第1項)(以下、現行の連結規則という)は、原則としてそのような子会社すべてを連結の対象としている。1997年6月、企業会計審議会から公表された「連結財務諸表の見直しに関する意見書」(以下、1997連結意見書という)(第二部・二・1(1))では、親会社が直接または間接的に議決権の過半数を所有しているかどうかにより連結範囲の判定を行う方法を持株基準、実質的な支配関係の有無に基づいて判定を行う方法を支配力基準と称し、持株基準も支配力基準の一つと解している。

わが国では、支配を判定するためのより具体的な要件は、1998年12月、日本公認会計士協会監査委員会から公表された監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」(以下、

1998連結実務指針という)と、2000年1月に公表された「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関するQ&A」(以下、2000連結範囲Q&Aという)にみられる。

わが国の連結範囲判定基準は、IAS第27号(1989年改訂)や1999EDと同様、法的支配と実質的支配を考慮したものである。ただし、現行の財務諸表規則(第8条第4項2号)は、他の会社等の議決権の40%以上50%未満を所有する場合には、他の会社等の重要な財務および営業方針を支配する契約等が存在する場合や、他の会社等の資金調達額の総額の過半について融資を行っている場合にも支配が存在するものとみなしている。これらのケースは、IAS第27号(1989年改訂)や1999EDで示された実質的支配の範囲を超えるものである⁶⁾。潜在的支配については、わが国では、その他他の会社等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在する場合に該当するものとみられる⁷⁾。

2.2 子会社の連結方針

連結範囲判定基準は、原則として子会社の定義あるいは子会社の識別基準に依存している。しかしながら、子会社の定義と連結範囲にズレが生ずる場合がある。

2.2.1 一時的に支配される子会社の取扱い

米国では、改訂前ARB第51号(第2項)は、支配が一時的であると思われる子会社を連結から除外した。1999ED(第9、24項)は、支配が一時的であると認められる場合の要件をより厳格化した。しかし、2001年、FASBから公表された財務会計基準書(FAS)第144号「長期性資産の減損又は処分の会計処理」(第46項、Appendix B119、C2)は、支配が一時的と思われる子会社の連結除外規定を削除した。そして、連結財務諸表において、それらの子会社の資産・負債を売却目的の保有として分類し、その他の資産・負債と区分して表示することを求めた。

IAS第27号(1989年改訂)(第11, 28項)は、専ら近い将来において処分する目的で取得され、支配が一時的であるとみられる子会社を連結から除外することを要求した。これに対して、IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び廃止事業」(2005年12月までの改訂を含む)(第38項, BC第53-56項)および同基準書の適用ガイダンス(例示12, 13)は、支配が一時的とみられる子会社の連結除外要件を削除し、米国のFAS第144号との収斂を図った。

わが国では、旧連結規則(第5条第1項三号)は、議決権の過半数を一時的に所有していると認められる子会社を連結から除外した。現行の連結規則(第5条1項第一号)も、財務および営業方針を決定する機関に対する支配が一時的であると認められる子会社を連結から除外する。1998連結実務指針(6)によれば、当年度中は支配が存在しているが、直前年度には支配が存在しておらず、かつ次年度以降相当の期間にわたって支配が存在しないことが確実に予想される場合、当年度中の支配は一時的なもののみなされる。

2.2.2 異業種子会社の取扱い⁸⁾

米国では、旧ARB第51号(第3項)は、銀行、保険会社、金融子会社など、親会社と業種が異なる子会社を連結から除外することを求めていた。しかし、1987年、FASBから公表されたFAS第94号「すべての過半数子会社の連結」(第13項)は、これらの要件を削除した。FAS第94号(第55項)は、異業種子会社を連結から除外すべきであるという主張に対しては、FAS第14号「企業のセグメント別財務報告」によって提供されるセグメント情報が有意味な情報を提供しようとしている。FASBは、1997年、FAS第14号を抜本的に改訂したFAS第131号「企業のセグメント別情報と関連情報」を公表した。

IAS第3号(第9, 37項)は、子会社の事業内容が当該企業集団内の他の会社のそれと非常に異なっている場合、当該子会社を連結から除外することを容認した。これに対して、IAS第27号(1989年改訂)(第12項)およびIAS第27号(2005年12月までの改訂を含む)(第20項)は、このような理由に基づく除外は正当で

ないとし、IAS第14号「セグメント別財務情報の報告」で要求される開示が、企業集団内の異なる事業内容を説明するために有用であるとしている。IASCは、1997年、この基準書を抜本的に改訂したIAS第14号「セグメント情報」を公表した⁹⁾。

わが国では、1967年、企業会計審議会から公表された「連結財務諸表に関する意見書」（以下、「1967年意見書」という）（注解3(2)）において、異質的営業を営む子会社の連結除外要件がみられる。これに対して、1997年意見書では、連結情報重視のディスクロージャーを推進するための具体的措置の一つとして、セグメント情報の充実が提言されている。現行の連結規則(第5条第1項二号)は、従来と同様、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社を連結範囲に含めないことを求めている。しかし、これは、特定の事例を想定したものでなく、一種の弾力条項として設けられたものといわれる(鎌田[1997], p. 36)。したがって、現行の連結規則では、営業の異質性は、それだけで連結除外理由とはならないと考えられる。

2.2.3 資金移動に重大な制限のある子会社の取扱い

米国では、1953年、AICPAから公表された会計調査公報第43号(以下、ARB第43号という)「外国事業活動と外国為替」(第12章第8, 9項)では、海外において支配の制約や為替の制約を受けている支店または子会社は、連結から除外することが容認された。FAS第94号は、これらの条項を削除し(第16項)、外国為替の制約、支配、その他政府によって課された不確実性が非常に重要であるため、子会社を支配する能力が疑わしい場合に連結から除外するという要件をARB第51号(第2項)に盛り込んだ(第13項)。

IASCも、IAS第3号(第36項)やIAS第27号(1989年改訂)(第29項)において、親会社への資金移動に関する厳しい長期の制限下で活動している子会社を連結から除外することを要求した。これに対して、IAS第27号(2005年12月までの改訂を含む)(第13項,BC第15項)は、このような制限自体が支配を排除するも

のではないとして、当該子会社を連結から除外する規定を廃止した。

わが国では、1967年意見書(注解3(1))によれば、在外子会社の所在地国に為替管理法による厳格な資金移動の制限、著しい貨幣価値の変動、戦争状態がある場合に、当該子会社を連結することが、利害関係者の判断を誤らせるおそれのあるケースとされた。これらのケースのうち、厳格な資金移動の制限下にある子会社には、有効な支配従属関係が存在しないという論理が適用される。稲垣[1975](pp.49-50)では、所在地国の為替レートの変動が著しく、所在地国通貨を本国通貨に換算しても有意味な換算値が得られない場合も、連結除外のケースとみられる。しかし、現行の連結規則(第5条第1項)では、これらの連結除外要件はみられない。

2.2.4 更生会社、整理会社、破産会社、清算会社等の取扱い

米国では、ARB第51号(第2項)および1999ED(第47項)は、子会社が法律上の更生会社または破産会社である場合、当該子会社に対して親会社の支配は存在しないとみなし、連結から除外することを求めている。それらは、清算会社等、継続企業と認められない会社についてはとくに言及していない。

IASBの会計基準では、IAS第3号およびIAS第27号(1989年改訂)は、連結範囲に関して、更生会社や清算会社にはとくに言及していない。これに対して、IAS第27号(2005年12月までの改訂を含む)(第21項)は、子会社が、政府、裁判所、行政または規制当局の統制下に入る場合には、当該子会社への支配の喪失が起ころうとしている。ここでも、清算会社等、継続企業と認められない会社については言及されていない。

わが国の旧連結規則(第5条第1項)は、子会社のうち更生会社や整理会社等は有効な支配従属関係が存在しない会社として、また、破産会社や清算会社等は継続企業と認められない会社として連結範囲から除外した。これに対して、現行の財務諸表規則(第8条第4項一号)では、更生会社や整理会社等であって、かつ、有効な支配従属関係が存在しない会社は、子会社に該当しない会社とさ

れるため、連結範囲から除外されることになる。清算会社等、継続企業と認められない会社については、1998連結実務指針(2)は、その意思決定機関を支配していると認められる場合には、子会社として連結範囲に含めることを要求している。

3. 特別目的会社の連結方針

FASBは、2000年、特別目的会社(以下、SPEという)のような、活動やパワーが著しく制限された事業体に関して、それまでの連結方針を再検討するための作業草案「連結方針－修正アプローチ」を公表した。このアプローチは、2001年に倒産したエンロン社のSPEの連結回避をめぐる会計不祥事を契機として、より一般化されてきた。FASBは、2003年1月にARB第51号の解釈書第46号「変動持分事業体の連結」を公表し、2003年12月に同解釈書の改訂版(以下、解釈書46号という)を公表した。

ここに変動持分とは、純資産の公正価値の変動とともに変化する契約上の権益、所有主持分、または金銭的権益である(解釈書46号2項c)。変動持分事業体とは、(a)リスク負担のある資本的持分に加えて、劣後的な金融支援がなければその事業活動が成り立たないか、あるいは、(b)リスク負担のある資本的持分所有者が、事業活動に関する決定を行うための直接的または間接的な能力を欠くか、期待損失で表わされるリスク負担の義務が総資産の10%未満であるか、または期待残余利益(expected residual returns)を受け取る権利が制限されるような事業体である¹⁰⁾。

ここでは、当該事業体の期待損失の過半を吸収するか、または期待残余利益の過半を受け取る変動持分の所有者が主たる受益者として、当該事業体を連結することが要求される¹¹⁾。この場合、期待損失の過半を吸収する企業と期待残余利益の過半を受け取る企業が異なる場合には、期待損失の過半を吸収する企

業が主たる受益者とされる。したがって、ここでは、将来のリスク負担の可能性が連結範囲の判定において最も重視されているものとみられる(解釈書46号E7)。

IASCは、SIC解釈指針書第12号「連結—特別目的事業体」(2004年11月までの改訂を含む)(第8, 9項)において、SPEの連結範囲判定を支配概念によることを求め、持分を全く所有しないSPEについても支配は存在する可能性があるとしている。SIC解釈指針書第12号(第10項)は、SPEの活動が、ある企業の特定の事業ニーズに従ってその企業のために行われているか、当該企業がSPEの活動の便益の過半を獲得するための意思決定パワーを有するか、またはSPEの活動に関連する過半の残余リスクを負っている可能性がある場合に、当該企業がSPEを支配しているとみなして、当該企業がSPEを連結することを要求している。SIC解釈指針書第12号(付録(d))では、支配の指標の一つが、SPEと取引をしている各当事者のリスクを評価することによって得られるであろうとされる。

わが国では、現行の財務諸表規則(第8条第7項)によれば、①適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益をSPEが発行する証券の所有者に受け取らせることを目的として設立されており、②SPEの事業がその目的に従って適切に遂行されているとき、当該SPEは、その出資者および当該SPEに資産を譲渡した会社(以下、出資者等という)から独立しているものと認められ、出資者等の子会社に該当しないものと推定され、連結対象から除外される。

2000連結範囲Q&A(Q13・A(1))によれば、SPEへの特定資産の譲渡人が、当該SPEの重要な財務および営業または事業の方針の決定を支配する契約等によりSPEを「支配」しているとみられるときでも、①譲渡資産の価額が適正に決定され、②事業の内容がSPEの目的から逸脱していないことにより、譲渡人から独立していると認められる場合には、当該SPEはその譲渡人の子会社には該当しないとされる。

SPEへの特定の負債の引渡人とSPEの関係については、2000連結範囲Q&A

(Q13, A(4))によれば、当該SPEの重要な財務および営業または事業の方針の決定を支配する契約等で、当該SPEの権利義務ならびに損益等が実質的に特定の負債の引渡人に帰属する場合には、当該SPEは引渡人の子会社に該当するとみなされる。

これらの指針は、当該SPEの重要な財務および営業または事業の方針の決定を支配する契約等で、当該SPEの権利義務ならびに損益等が実質的に特定資産の譲渡人または特定負債の引渡人に帰属する場合には、たとえ当該SPEに資本的特分を有しない場合でも、当該資産の譲渡人または負債の引渡人は自己の計算において当該SPEの議決権を所有しているものと判断され、当該SPEの連結が要求される可能性があることを意味している。これは、現行の財務諸表規則（第8条第4項二号）および1998連結実務指針（2（3）④）の「資金調達額の総額の過半について融資を行っている」場合の連結方針と軌を一にするものとみられる。

4. 持分法適用範囲の動向

4.1 持分法適用会社の判定基準

米国では、AICPAが1971年に公表した会計原則審議会意見書第18号「普通株式への投資に対する持分法会計」（以下、APB第18号という）は、国内および海外の非連結子会社（第14項）、会社型ジョイント・ベンチャー（第16項）、および投資が財務および営業の方針に対して重要な影響を行使する能力を与える会社（第17項）を連結財務諸表における持分法適用会社とした。議決権付株式の20%以上を直接または間接的に所有する場合、反証がなければ投資会社は重要な影響力を行使する能力を有するものとみなされた。また、20%未満の所有の場合には、そのような能力を明示することができなければ、そのような能力は有しないとみなされた。

APB第18号(第14項注4, 第16項注6, 第17項注7)は、(1)支配が一時的であると認められる非連結子会社, ジョイント・ベンチャーおよび関連会社, (2)更生または破産状態にあり, 支配が多数所有主に存在しない非連結子会社, ジョイント・ベンチャーおよび関連会社, および(3)支配の制約や為替の制約を受けている海外子会社を持分法適用範囲から除外した。また, FAS第94号(第15項)によるARB第43号とARB第51号の改訂に伴って, 非連結子会社がこれらの持分法適用除外会社に限定されることになったため, 持分法が適用可能な非連結子会社は存在しなくなった。

IAS第3号(第4項), IAS第28号(1989年改訂)(第4項), IAS第28号(2000年改訂)(第4項)およびIAS第28号(2005年12月までの改訂を含む)(第6項)のいずれも, 関連会社の定義における重要な影響力の判定に際して, APB第18号と同様, 20%以上の議決権保有という持株比率を重視している。IAS第28号(2005年12月までの改訂を含む)(第8, 9項)ではさらに, 現在行使可能または転換可能な自社および他社が保有する潜在的議決権の存在と影響についても, 重要な影響力の有無を評価するに際して考慮すべき要因とされる。

IAS第3号(第40項)は, 業種の異質性のために連結から除外された非連結子会社, および関連会社への投資について持分法を適用することを要求した。IAS第28号(1989年改訂)(第24項)では, 関連会社は持分法適用会社とされるが, 関連会社の定義からジョイント・ベンチャーが除外された。ジョイント・ベンチャーについては, IAS第31号(1990年)(第42項), IAS第31号(2000年改訂)(第32項)およびIAS第31号(2005年12月までの改訂を含む)(第38項)において, 共同支配の事業体への投資について, 持分法の適用が比例連結の代替処理とされている。

IAS第27号(1989年改訂)により, 業種の異質性が連結除外の理由として認められなくなったため, IAS第28号(1989年改訂)では, このような非連結子会社へ持分法を適用する要件は削除された。IAS第28号(1989年改訂)(第24,25項)およびIAS第28号(2000年改訂)(第8, 11項)では, 投資が近い将来において

処分する目的で保有される投資先、重要な影響力を有しなくなった投資先、および投資企業への資金移動に厳しい長期の制限がある関連会社は、持分法適用会社から除外された。

IAS第28号(2005年12月までの改訂を含む)(第13項(a))でも、投資が売却目的で保有される投資先を持分法適用範囲から除外した。ただし、重要な影響力が一時的である場合の判定要件はより厳格化された(BC14)。他方、資金移動に厳しい長期の制限がある関連会社への持分法適用除外要件については廃止された(BC15)。

わが国では、旧連結規則(第10条)は、非連結子会社および関連会社を持分法適用対象とした。旧財務諸表規則(第8条第4項)では、関連会社とは、議決権の20%以上50%以下を実質的に所有し、かつ、財務および営業方針に対して重要な影響を与えることができる投資先とされた。現行の連結規則(第10条第1項)でも、非連結子会社および関連会社を持分法適用対象としている。ただし、関連会社の定義については、現行の財務諸表規則(第8条第5、6項)は、財務および営業の方針決定に対する重要な影響力の存在を重視し、持株比率は重要な影響力の有無を判定するための一つの指標として位置づけている。1997連結意見書(第二部二・1(2))は、このような判定方法を影響力基準と称している。

ジョイント・ベンチャーについては、1997年連結意見書(第二部二・1(3))によれば、他の関連会社と同様、原則として持分法が適用されることになる。

旧連結規則(第10条第1項一号)では、非連結子会社または関連会社のうち、更生会社や整理会社等、有効な支配従属関係が認められない会社、および破産会社や清算会社等、継続企業と認められない会社は、持分法適用範囲から除外された。また、関連会社のうち、投資先に対する20%以上の議決権の所有が一時的であると認められる会社や、持分法を適用するとき、利害関係人の判断を誤らせるおそれがあると認められる投資先も持分法適用範囲から除外された。

現行の連結規則(第10条第1項第一号)および財務諸表規則(第8条第6項)では、財務および営業の方針決定に対する影響が一時的であると認められる関連

会社や、更生会社、整理会社、破産会社等であって、かつ、財務および営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められる投資先は、持分法適用範囲から除外される。他方、1998連結実務指針(3)によれば、清算会社等、継続企業と認められない会社については、財務および営業の方針決定に対して重要な影響を与えることができると認められる場合は、関連会社として持分法適用範囲に含められる。

4.2 持分法適用会社に生じた損失の処理

米国では、APB意見書第18号(第6項b)は、投資先企業が数期間にわたって営業上の損失を計上しているとき、投資価値の減少は、たとえ持分法の適用によって認識されたであろう額を超える場合でも認識することが求められる。IAS第3号(第30項)、IAS第28号(1989年)(第19項)およびIAS第28号(2000年改訂)(第22項)では、持分法適用会社の損失のうち、投資会社の持分相当額が投資の帳簿価額と等しいかまたはそれを超える場合、持分法の適用は中止し、投資額はゼロとして記録される。この場合、投資の帳簿価額を超える損失額は、投資会社が被投資会社に対して債務保証や財政援助の約束をしている範囲まで計上することが要求された。

これに対して、IAS第28号(2005年12月までの改訂を含む)(第29項)では、持分法適用会社における投資の実質的な帳簿価額には、普通株式に加えて優先株式や長期の債権や貸付金も含まれる。したがって、普通株式における投資を超えて持分法で認識される損失は、劣後する持分から順に負担させることが求められる。この処理は、投融資企業がその投融資に基づいて将来負う可能性のある損失の大きさによって、持分法適用範囲が実質的に拡張される可能性があることを示すものであり、変動持分事業体の連結方針に通ずるものがある。

わが国では、1976年、日本公認会計士協会から公表された「連結財務諸表作成要領」(第八・4)および1985年に公表された「持分法会計処理指針」(第7・三1、2)において、持分法適用会社が債務超過に陥った場合の処理方法が示

された。ここでは、非連結子会社と関連会社では異なった処理が求められる。非連結子会社については、子会社に対する債務保証や財政援助の約束の有無にかかわらず、当該債務超過額全額について損失を計上することが求められた。当該欠損が投資の額を超える額については、負の持分として計上することが求められた。関連会社については、無担保の債権を持っている場合または債務保証その他の方法で財政援助を行う約束がある場合には、当該金額の範囲まで負の持分を認識して損失を計上することが求められた。これは、IAS第3号と基本的に同じ処理である。負の持分については、「持分法適用に伴う投資損失引当金」等として計上することが求められた。

1998年に日本公認会計士協会から公表された「持分法会計に関する実務指針」(第20, 21項)では、非連結会社と関連会社の区別なく、持分法適用会社の欠損を負担する責任の範囲に応じて当該欠損を計上することが求められる。当該欠損が投資の額を超える額については、当該投資先に対する貸付金等を減額し、さらなる超過額は「持分法適用に伴う負債」等として計上することが求められる。

5. むすびにかえて

連結範囲判定基準として、わが国およびIASBの会計基準は、持株基準から支配力基準へ移行した。IASBの会計基準は、潜在的な支配の有無を考慮することを求めている。これに対して、米国では、支配力基準の導入は未だ公開草案の段階にあるが、SPE等、支配が資本的持分保有者に存在しない企業を主たる対象にした連結方針が公表されている。この連結方針は、支配よりも将来のリスク負担の有無をより重視しているように思われる。

IASBもSIC解釈指針書において、SPEの連結方針を示している。しかし、同指針書は、将来の便益の享受やリスク負担を支配の存在と同一視している点

で米国の連結方針と異なるように思われる。わが国では、SPE固有の連結方針は未整備であり、実質支配力基準が適用される。ただし、わが国や米国では、一定の要件を満たしたSPEは連結範囲から除外される¹²⁾。

日米IASBいずれの会計基準でも、連結の要件として支配の有無を重視する観点から、業種の異質性は連結除外要件から削除された。また、子会社から親会社への資金移動の制約や清算会社等、継続性に重大な問題がある会社も、そのこと自体が連結除外理由として正当化されなくなってきた。さらに、米国やIASBの会計基準では、一時的に支配される子会社の連結除外規定が削除された。

持分法適用会社の判定では、わが国の会計基準は、重要な影響力の有無をより重視する影響力基準を導入した。これは、連結範囲判定のための支配力基準に対応している。また、わが国やIASBの会計基準では、持分法適用会社に生じた欠損が投資の額を超える額については、当該会社に対する貸付金の減額や負債の計上が求められる。これは、持分法適用会社の判定に際して、重要な影響力とは別に、資本的持分も含め、リスク負担のある投資の有無を考慮する必要性があることを示唆するものとみることができる¹³⁾。

以上のように、米国におけるSPEの連結方針の見直しを契機として、連結範囲や持分法適用会社の判定に際して、投融資先への支配や影響力の有無に加えて、将来の損失リスクの負担の大きさが重視される傾向が高まっているとみられる。わが国の連結範囲や持分法適用会社の判定に関する支配力基準や影響力基準は、連結および持分法適用対象企業の網羅性において、IASBや米国の会計基準に勝るとも劣らないものといえる。しかし、SPEの連結方針については、わが国では未整備であり、米国とIASBの会計基準の間にも基本的な差異が認められる。連結範囲や持分法適用会社の判定基準のコンバージェンスに向けて、SPEの連結方針は、支配力基準や影響力基準とは異質の新たな指標、あるいはそれらを包摂する新たな指標を生み出す可能性がある。

[注]

- 1) 企業会計審議会[2006]によれば、両審議会は、2006年2月、具体的なコンバージェンス項目と、各項目について2008年までにコンバージェンスの完了または計測可能な進捗を達成すること等を盛り込んだ作業計画が合意されたといわれる。
- 2) 企業会計審議会[2006]によれば、欧州証券規制当局委員会(CERS)は、当初、当該措置の適用開始を2007年1月としていたが、この度、2009年1月に延期するとともに、相互の基準のコンバージェンスの進捗状況等についてモニタリングを継続的に実施し、2008年4月までに評価報告書を策定することを提案したといわれる。

日本経済新聞(2006年8月27日付)によれば、英ロンドン証券取引所は、運営する新興企業向け市場(A I M)で、決算書の作成基準を事実上、国際会計基準と米国会計基準に絞り、日本の会計基準の利用を認めない方針を決めたといわれる。

- 3) この基準は、部分的な修正が幾度も繰り返されながらも、今日、米国の連結会計基準の中心に位置する。
- 4) 潜在的議決権について、Moonitz[1951](p.22,邦訳, p.48)は、「議決権の移動が現実を生ずるまでは、連結の範囲になんら影響がおよぼされることはない」と述べている。
- 5) FASBは、1991年に公表した討議資料(47項)において、IAS第27号の連結方針に言及している。この討議資料は、連結方針と連結手続に関する新たな会計基準の公表を目指して公表された一連の報告書の端緒となるものである。
- 6) 企業会計基準委員会は、2006年9月、実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準および影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(以下、2006投資事業組合実務対応報告という)を公表した。2006投資事業組合実務対応報告は、株式会社の議決権を業務執行の権限に置き換えて、概ね現行連結規則と同様な支配力基準ならびに影響力基準を投資事業組合における子会社および関連会社の判定基準として導入している。ただし、投資事業組合の業務執行の権限の所有割合が40%以上50%未満、あるいは40%未満の場合でも、当該投資事業から生ずる利益または損失の概ね過半について享受することとなっている場合には支配が存在するものとみなしている。(2006投資事業組合実務対応報告Q 1・A 2(2)⑤, A 3(1))。
- 7) 企業会計基準委員会[2005]は、欧州証券規制当局委員会(CESR)の日本基準の同等性助言案へのコメントにおいて、ある程度の潜在議決権を有する場合、たとえ議決権の所有割合が0%でも、他の支配力の判定要素を加味することにより、実質的な支配の有無を判定できる場合が多いとみている。
- 8) Moonitz[1951](pp.29-31,邦訳,pp.60-62)は、実体理論を展開する中で、連結の要件として、支配的影響力に加えて一体的営業の存在を求めている。ここに一体的営業とは、営業の類似性ではなく、営業の補完性を意味する。したがって、異なる機能・役割をはたしている会社であっても、それらが垂直的に統合されているならば連結が正当化されることになる。これに対して、Childs[1949](pp.71-72)は、オペレーショナル・ユニット観を展開する中で、Moonitzと同様、連結の要件として共通の経営管理下にあることを強調するが、その実務的解釈においては、営業の補完性だけでなく、営業の類似性も考慮されるとしている。
- 9) 同基準書は、2004年までにさらに改訂されている。

IASBは、2006年1月、国際財務報告基準(IFRS)公開草案第8号「事業セグメント」を公表し、2006年5月19日までコメントを募集した。本公開草案は、FAS第131号の規定を全面

的に受け入れたものである。

10) 拙稿[2004](p.23)では、解釈書46号における変動持分事業体の識別とその連結方針をフローチャートによって示している。

11) 解釈書46号(付録A)は、変動持分事業体の期待損失および期待残余リターンの計算方法を例示している。ここでは、次のような仮定が行われる。

- ・事業体の負債はゼロで、発行する受益権のすべてが1利害関係者によって保有される。
- ・事業体が保有する金融資産の公正価値は、1年後に期待される当該資産からのキャッシュ・フローの現在価値に等しい。
- ・期待されるキャッシュ・フローは確率変数として与えられる。

これらの仮定に基づいて、まず、1年後に当該資産から期待されるキャッシュ・フローの期待値が算定される。そして、負の残差に確率を乗じて求めた金額を合算したものが期待損失、正の残差に確率を乗じて求めた金額を合算したものが期待残余利益とされる。公正価値ベースでは、それらの金額の現在価値となる。この例では、1利害関係者が期待損失のすべてを負担することになるため、当該利害関係者が主たる受益者とみなされる。

荻[2005](pp.212-215)は、利害関係者が2社の場合を想定して、主たる受益者の識別方法を例示している。この例示に基づいて、主たる受益者の識別方法と連結貸借対照表を示すと次のようになる。

〔設例〕

X0年4月1日、B社は¥30,000を出資して事業体X(B社全額出資)を設立した。事業体Xは、貸付債権(満期:X1年3月31日)を¥1,000,000で購入し、額面¥970,000、年利5%の商業ペーパー(CP)をA社に対して発行した。A社は、事業体X社のキャッシュ・インフローから優先的にCPの元金を回収し、残余部分は、出資者B社が享受する。予想キャッシュ・フローとその発生確率は所与で、図表3-1のとおりとする。現在価値への割引率は5%とする。

図表3-1 期待損失と期待残余利益の計算

	1年後の予想 キャッシュ フロー	発生確率	期待キャ ッシュフ ロー	キャッシュ フローの期 待値	残差	期待損失	期待損失の 現在価値	構成 比率	期待の 期待残余利 益計算方 式	期待残余利益 の現在価値	構成比 率	荻氏の 計算方 式
貸付債券												
シナリオ①	650,000	10%	65,000	1,050,000	(400,000)	(40,000)	(38,095)		0	0		
シナリオ②	1,050,000	80%	840,000	1,050,000	0	0	0		0	0		
シナリオ③	1,450,000	10%	145,000	1,050,000	400,000	0	0		40,000	38,095		
		100%	1,050,000			(40,000)	(38,095)		40,000	38,095		
A社(CP購入者)												
シナリオ①	650,000	10%	65,000	981,650	(331,650)	(33,165)	(31,586)	48%	0	0		
シナリオ②	1,018,500	80%	814,800	981,650	36,850	0	0		29,480	28,076	42%	
シナリオ③	1,018,500	10%	101,850	981,650	36,850	0	0		3,685	3,510	5%	9%
		100%	981,650			(33,165)	(31,586)	48%	33,165	31,586	48%	
B社(出資者)												
シナリオ①	0	10%	0	68,350	(68,350)	(6,835)	(6,510)	10%	0	0		
シナリオ②	31,500	80%	25,200	68,350	(36,850)	(29,480)	(28,076)	42%	0	0		
シナリオ③	431,500	10%	43,150	68,350	363,150	0	0		36,315	34,586	52%	91%
		100%	68,350			(36,315)	(34,586)	52%	36,315	34,586	52%	

シナリオ①では、1年後、事業体Xには350,000円の損失が発生し、出資者B社が有限責任であれば、B社のキャッシュ・インフローは0となる。シナリオ②では、事業体Xには、貸付債権の回収額1,050,000からCPの元利合計の支払額970,000×1.05を差引いた残額31,500が利益と

して計上され、出資者B社が享受することになる。同様に、シナリオ③では、431,500の利益を出資者B社が享受することになる。

荻[2005]は、シナリオ②の場合、B社の期待損失を0としている。その結果、期待損失の負担割合は、A社が83%、B社が17%となり、期待損失の過半を負担するA社が主たる受益者と認定される。この場合、A社とB社の期待損失の合計は、貸付債券の期待損失に一致する。

しかし、図表3-1では、シナリオ②の場合、B社の期待損失は29,480となる。この場合、現在価値ベースでの期待損失の負担割合は、A社が48%、B社が52%となり、B社が主たる受益者と認定される。

A社が主たる受益者として認定される場合、事業体XとA社の個別貸借対照表および連結貸借対照表は図表3-2のように表される。なお、貸付債権は、譲渡人からの消滅の認識が認められるものとする。

図表3-2 A社の個別および連結貸借対照表

A社 貸借対照表		A社 連結貸借対照表	
X社CP 970,000	諸負債 ×××	貸付債権 1,000,000	諸負債 ×××

その他諸資産 ×××	資本金 ×××	その他諸資産 ×××	資本金 ×××
			非支配持分 30,000

事業体X社 貸借対照表	
貸付債権 1,000,000	C P 970,000 ←A社
	資本金 30,000 ←B社

B社が主たる受益者として認定される場合、事業体XとB社の個別貸借対照表および連結貸借対照表は図表3-3のように表される。

図表3-3 B社の個別および連結貸借対照表

B社 貸借対照表		B社 連結貸借対照表	
X社投資 30,000	諸負債 ×××	貸付債権 1,000,000	C P 970,000
その他諸資産 ×××			
		その他諸資産 ×××	諸負債 ×××
			資本金 ×××

事業体X社 貸借対照表	
貸付債権 1,000,000	C P 970,000 ←A社
	資本金 30,000 ←B社

12) わが国では、連結除外要件が適用されるSPEは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」第2条第2項に規定するものである。日本公認会計士協会[2005]は、次のような現状を踏まえ、実質支配力基準によるSPEの連結方針の見直しを提言している。

- ・近年、同法の規定する業務制限が緩和化されたことにより、特定目的会社の業務内容が多様化し、受動的な意味合いが薄れてきていること。
- ・近年、不動産の流動化による譲渡型の特別目的会社に加え、開発型の特別目的会社が非常に増加していること。

また、関連会社の判定に際して、SPEに関する例外的な定めがないことから、SPEの関係者が影響力基準を満たす場合の具体的な取扱いについて明確化する必要があることを提言している。

米国でも、FASBは、2003年6月、公開草案「適格特別目的会社と譲渡資産の隔離－FASB基準書第140号の改訂」（以下、2003改訂FAS140号公開草案という）を公表し、連結から除外される適格SPEの認定要件の見直しを行っている。

13) 企業会計審議会は、1998年10月、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」（以下、1998具体的取扱いという）を公表した。これを受けて日本公認会計士協会監査委員会は、子会社および関連会社の範囲の決定に際して監査上留意すべき事項を明らかにするために、1998連結実務指針を公表した。1998具体的取扱い(注)および1998連結実務指針(4(2))は、SPEに資産を譲渡した会社が当該SPEの発行した劣後債権を所有している場合等、現債務者の債務不履行または資産価値の低下が生じたときに損失の全部または一部を負担することになる場合には、その負担を適正に見積もり、必要な額を費用または損失として計上することを求めている。

引用参考文献・資料

American Institute of Certified Public Accountants, Accounting Research Bulletin No.43, Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins, Chapter 12, *Foreign Operations and Foreign Exchange*, June 1953.

American Institute of Certified Public Accountants, Accounting Research Bulletin No.51, *Consolidated Financial Statements*, August 1959.

American Institute of Certified Public Accountants, APB Opinion No.18, *The Equity Method of Accounting for Investments in Common Stock*, March 1971.

Childs, William Herbert, *Consolidated Financial Statements; Principles and Procedure*, Cornell University Press, Ithaca, New York, 1949.

Financial Accounting Standards Board, Financial Accounting Standard No.14, *Financial Reporting for Segments of a Business Enterprise*, December 1976. (日本公認会計士協会国際委員会訳「第14号 企業のセグメント別財務報告」、『米国FASB財務会計基準書 リース会計・セグメント会計他』同文館, pp.97-143所収)

Financial Accounting Standards Board, Financial Accounting Standards No.94, *Consolidation of All Majority-owned Subsidiaries - an amendments of ARB51, with related amendments of APB Opinion No.18 and ARB No.43, Chapter 12*, October 1987.

Financial Accounting Standards Board of the Financial Accounting Foundation,

- Financial Accounting Series, *DISCUSSION MEMORANDUM an analysis of issues related to Consolidation Policy and Procedures*, September 1991.
- Financial Accounting Standards Board, *Preliminary Views on major issues related to Consolidation Policy*, August 1994.
- Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.131, *Disclosures about Segments of an Enterprise and Related Information*, 1997.
- Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft (Revised), Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Consolidated Financial Statements—Purpose and Policy*, February 1999.
- Financial Accounting Standards Board, Working Draft , *Consolidation Policy—Modified Approach*, September 27, 2000.
- Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Standards No.144, *Accounting for the Impairment or Disposal of Long-Lived Assets*, August 2001. (日本公認会計士協会国際委員会訳「財務会計基準書第144号 長期性資産の減損又は処分会計処理」)
- Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, *Qualifying Special-Purpose Entities and Isolation of Transferred Assets—an amendment of FASB Statement No.140*, June 2003.
- Financial Accounting Standards Board, FASB Interpretation No.46 (revised December 2003), *Consolidation of Variable Interest Entities—an interpretation of ARB No.51*, December 2003.
- 稲垣富士男著『連結財務諸表詳解』中央経済社, 1975.
- International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard 3, *Consolidated Financial Statements*, June 1976. (日本公認会計士協会訳『連結財務諸表』)
- International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard 14, *Reporting Financial Information by Segment*, 1981. (日本公認会計士協会訳『セグメント別財務情報の報告』)
- International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard 27, *Consolidated Financial Statements and Accounting for Investments in Subsidiaries*, April 1989. (日本公認会計士協会国際委員会訳『連結財務諸表並びに子会社に対する投資の会計処理』)
- International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard 28, *Accounting for Investments in Associates*, April 1989. (日本公認会計士協会訳『関連会社に対する投資の会計処理』)
- International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard 31, *Financial Reporting of Interests in Joint Ventures*, December 1990. (日本公認会計士協会訳『ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告』)
- International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard IAS14 (revised 1997), *Segment Reporting*, 1997. (日本公認会計士協会国際委員会訳「国際会計基準書 第14号(改訂) セグメント別報告」,『国際会計基準審議会 国際会計基準書2001』同文館, 2001年, pp.189-215所収)
- International Accounting Standards Board, SIC Interpretation 12, *Consolidation—Special Purpose Entities*. (2004年11月までの改訂を含む)(国際会計基準委員会財団訳)

- 「SIC第12号 連結—特別目的事業体」,『国際財務報告基準書(IFRSsTM) 2004』レクシスネクス・ジャパン株式会社, 2005年, pp.2012-2013所収, 2004年3月までの改訂を含む)
- International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard 28(revised 2000), *Accounting for Investments in Associates*, October 2000.(日本公認会計士協会国際委員会訳「国際会計基準書 IAS第28号(2000年改訂) 連結財務諸表及び子会社に対する投資の会計処理」,『国際会計基準審議会 国際会計基準書2001』同文館, 2001年, pp.463-470所収)
- International Accounting Standards Committee, International Accounting Standard 31(revised 2000), *Financial Reporting of Interests in Joint Ventures Associates*, October 2000. (日本公認会計士協会国際委員会訳「国際会計基準書 IAS第31号(2000年改訂) ジョイント・ベンチャーに対する持分の財務報告」,『国際会計基準審議会 国際会計基準書2001』同文館, 2001年, pp.493-503所収)
- International Accounting Standards Board, International Accounting Standard 27, *Consolidated and Separate Financial Statements*. (2005年12月までの改訂を含む) (c.f. 国際会計基準委員会財団訳「国際会計基準書 IAS第27号連結及び個別財務諸表」,『国際財務報告基準書(IFRSsTM) 2004』レクシスネクス・ジャパン株式会社, 2005年,1107-1134所収, 2004年12月までの改訂を含む)
- International Accounting Standards Board, International Accounting Standard 28, *Investments in Associates*. (2005年12月までの改訂を含む) (c.f.国際会計基準委員会財団訳「国際会計基準書 IAS第5号 関連会社に対する投資」,『国際財務報告基準書(IFRSsTM) 2004』レクシスネクス・ジャパン株式会社, 2005, pp.1135-1155所収, 2004年12月までの改訂を含む)
- International Accounting Standards Board, International Accounting Standard 31, *Interests in Joint Ventures*. (2005年12月までの改訂を含む) (c.f.国際会計基準委員会財団訳「国際会計基準書 IAS第31号 ジョイント・ベンチャーに対する持分」,『国際財務報告基準書(IFRSsTM) 2004』レクシスネクス・ジャパン株式会社, 2005, pp.1181-1203所収, 2004年3月までの改訂を含む)
- International Accounting Standards Board, International Financial Reporting Standard 5, *Non-current Assets Held for Sale and Discontinued Operations*. (国際会計基準委員会財団訳「国際財務報告基準書第5号「売却目的で保有する非流動資産および廃止事業」,『国際財務報告基準書(IFRSsTM) 2004』レクシスネクス・ジャパン株式会社, 2005, pp.545-594所収)
- International Accounting Standards Board Board, International Accounting Standard 14, *Segment Reporting*. (2005年12月までの改訂を含む) (c.f.国際会計基準委員会財団訳「国際会計基準書 IAS第14号 セグメント別報告」,『国際財務報告基準書(IFRSsTM) 2004』レクシスネクス・ジャパン株式会社, 2005, pp.813-841所収, 2004年12月までの改訂を含む)
- International Accounting Standards Board, Exposure Draft, ED8 *Operating Segments*, January 2006.
- 鎌田克幸稿「子会社および関連会社の範囲の見直し」『企業会計』,Vol.49, No.10, October 1997, pp.33-38.
- 川西安喜稿「『ノーフォーク合意』の現状」『JICPAジャーナル』,第599号, June 2005, pp.47-50.
- 企業会計基準委員会「(仮訳)CESRの日本基準の同等性助言案へのコメント」, May 2005.

企業会計基準委員会「日本基準と国際会計基準とのコンバージェンスへの取組みについて
—CESRの同等性評価に関する技術的助言を踏まえて—」, January 2006.

企業会計基準委員会, 実務対応報告第20号「投資事業組合に対する支配力基準および影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」, September 2006.

企業会計審議会「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」, October 1998.

企業会計審議会, 企画調整部会「会計基準のコンバージェンスに向けて(意見書)」, July 2006.

越野啓一稿「変動持分事業体の連結方針—米国における連結方針の見直しをめぐって」『金沢星稜大学論集』, Vol.38, No.2, December 2004, pp.21-32.

松尾直彦稿「わが国会計基準に関するCERSの同等性評価について」『企業会計』, Vol.57, No.9, September 2005, pp.68-74.

Moonitz, Maurice, *The Entity Theory of Consolidated Statement*, Brooklyn, The Foundation Press, Inc., September 1951. (片野一郎監訳, 白鳥庄之助訳注『ムーニッツ 連結財務諸表論』同文館)

日本公認会計士協会監査委員会, 監査委員会報告第60号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」, December 1998.

日本公認会計士協会監査委員会「連結財務諸表における子会社等の範囲の決定に関するQ&A」, January 2000.

日本公認会計士協会, 監査・保証実務委員会「特別目的会社を利用した取引に係る会計基準等の設定・改正に関する提言」, September 2005.

荻 茂生編著『証券化とS P E連結の会計処理〈第2版〉』中央経済社, 2005.

提出年月日：2006年9月15日